

令和5年度第1回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年5月23日(火) 18:30~19:35
- 2 開催場所 旭川市職員会館3階6号室(旭川市9条通9丁目)
- 3 出席者 **【委員】** 15名
飯野委員, 石塚委員, 上田委員, 大野委員, 帯川委員, 葛西委員, 木下委員, 齊藤委員,
田中(紀)委員, 田中(弘)委員, 土川委員, 堤委員, 中込委員, 中田委員, 松林委員
【事務局】 8名
幾原雪対策担当部長
澤渡土木部次長(土木事業所長)
(雪対策課) 時田課長, 熊澤主幹, 高垣補佐, 伊藤補佐, 村形補佐, 近江主任
- 4 傍聴者等 傍聴者1名, 報道記者4名
- 5 議 題 (1) 令和4年度旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの取組の実施状況報告について
(2) (仮称) 旭川市雪対策基本条例について
- 6 資 料 次第
資料1 旭川市雪対策基本計画アクションプログラム実施状況報告
資料1-2 令和4年度の雪対策の取組(報告)
資料2 条例の名称に対する意見のまとめ
資料3 (仮称) 旭川市雪対策基本条例(素案)
資料4 指導, 勧告の対象となる河川について
- 7 会議録(要点) 別紙のとおり

会議録（要点）

1 事務局から報告

委員全員が出席しており本審議会が成立していること、会議は公開かつ傍聴できることとしており、傍聴者の定員を5名とすること、本日の傍聴者数が1名であること及び前回審議会の会議録配布について事務局から報告。

また、前回欠席委員4名及び所属団体の人事異動により新たに就任した委員1名から自己紹介を行った。

2 開会

ただいまより、令和5年度第1回旭川市雪対策審議会を開催します。

3 議題（1）

会長の進行のもと、資料1及び資料1-2に基づき、雪対策基本計画アクションプログラムの実施状況報告及び令和4年度の雪対策の取組について事務局から説明があった。議事進行は次のとおり。

【会長】

雪対策基本計画アクションプログラムの実施状況報告について、皆さんから意見等があれば6月2日（金）までに意見調書に記入して提出してもらいたいとのことでしたが、これについて御質問はありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは、期限までに意見調書の提出をお願いします。

4 議題（2）

会長の進行のもと、資料2から資料4に基づき、（仮称）旭川市雪対策基本条例について事務局から説明があった。議事進行は次のとおり。

【会長】

まず条例の名称について審議したいと思います。変更した方がよいとの意見が5件、骨子案のままの方がよいとの意見が7件ということでしたが、単純に多数決が良いということではありませんので、どのような判断をして意見を出されたのか、皆さんの意見を伺いたいと思いますので、順番に発言願います。

【委員】

協働という言葉を入れた方がよいかと一時は思いましたが、基本的には骨子案のままの名前で良いと思います。名称よりも条例の内容をいかに市民や事業者に伝えるかが大事だと考えます。

【委員】

前回意見は提出できませんでしたが、名称は骨子案のままで良いと思います。名称よりも条例の内容について市民に詳しく説明することが大事だと思います。

【委員】

名称については骨子案のままで良いと思います。略称を付することができるならば、付けることでより市民に訴えることができ、良いのではないかと考えます。

【委員】

基本的には骨子案の名称のままがシンプルでよいと思いますが、前回の審議会で旭川らしい名称、馴染みやすい文言などの話もあったことから、旭川のシンボルを名称に入れてみてはどうかと考えました。幅広く意見を聞いた結果、骨子案のままが良いとなれば、それで良いと思います。

【委員】

名称については基本的な名称で、骨子案のままでよいと思います。ただ、広く若い方も関心を持ってくれるようなインパクトのある略称があれば、より良いと思います。

【委員】

私も骨子案のままの名称で良いと思います。名称について細かく考えるよりも、この条例の内容をどのように広め、周知させていくのかの方が重要ではないかと思います。

【委員】

私も骨子案のままの名称でよいと思います。他の委員の話のとおり、いかに条例を市民の方々に広めるかということが1番大事だと思います。

【委員】

前回の審議会の時点では骨子案のままで良いかと思っていましたが、名称にメッセージを込めことができるのではという意見を聞き、みんなで取り組むというところをメッセージとして盛り込んだらどうかと思い、「協働で雪に備える」という名称を提案しました。

【委員】

骨子案のままの名称が良いと回答したと記憶しています。目的に合っていて1番分かりやすい名称だと思います。

【委員】

骨子案の名称は、どちらかというと行政側が主体のように聞こえてしまうため、「旭川市民協働」という言葉を入れた方が、より市民に近く感じられると思います。

【委員】

私は名称変更した方が良いと提案しました。その理由としては、条例は制定することがゴールではなくスタートであり、育てていかなければなりません。先程の委員の話にもありましたが、行政のためではなく市民のための条例ですので、市民が育てるという意識を持たせること、また市民との協働をうたっているのも、その理念を条例の名称に盛り込む事が重要ではないかと思い、資料の「変更した方が良い」の2番目の意見を提案しました。若い方が育てよう、協力しようと思えるような条例の名称とすると良いと思います。

【委員】

私も変更した方がよいという意見を提案しました。条例の名称は、見た感じの印象やどのような内容かが分かることが重要だと思います。雪対策基本計画の基本理念「誰もがいきいきと安心して暮らすことができる雪に強い快適な生活環境の実現を目指す」を見て、雪によって起こる問題を対策することも重要な視点と考え、「雪問題対策委員会」というキーワードを提案しました。

【委員】

名称については多少固いと感じられますが骨子案のままでよいと思います。名称よりも市民にどのように対応していくかという条例の中身が1番重要ではないかと思います。

【委員】

私は「旭川市安心、安全な冬道を守る条例」という名称を提案しました。数年前、正月過ぎに大雪が降って除雪もできず車で動けない状態になったことが思い出され、安心で安全な冬道を守るという名前がインパクトがあって市民にも伝わりやすいのではないかと考えました。

【会長】

前回の審議で、条例の名称の基本原則として、簡潔であると同時に、その内容をできるだけ正確に表現するという要件を満たすことが求められるとの説明が事務局からありました。また、これまで条例の内容について検討してきた中で、条例の目的や、市、市民、事業者の役割、遵守事項、そして雪出し行為への指導勧告を設けることなど、条例の制定に向け議論し、整理を行ってきました。その議論を踏まえた上で、令和4年度の第3回雪対策審議会では、道路除排雪や、除雪ルール・マナー、地域除雪活動など、旭川市が抱える様々な課題に対応するため、雪対策を包括した条例の名称とすべきとして、旭川市雪対策基本条例の名称案としてきた経過がありました。雪対策という言葉について改めて考えてみると、キャッチーな言葉ではありませんが、市民それぞれが雪に関することを連想できるような一般的な名称であり、広く浸透している言葉であることがポイントだと思います。簡潔で分かりやすい名称であるとの委員の発言もあったかと思います。

事務局から、前回の会議では今回名称を決定すると説明していましたが、地域の町内会長さんたちが集まる除雪連絡協議会が今月末にあり、条例の検討状況について説明し広く市民から意見を聞くこととしたい、そちらの意見も含めて次回の審議会でも名称を決定したいとの話がありましたので、名称の決定は次回にしたいと思います、皆さんよろしいでしょうか。

【委員】

※意見等なし。

【会長】

それでは、次回審議会にて、条例案の名称を決定することとします。

続いて、資料3、4にて条例素案や、指導勧告の対象となる河川について事務局より説明がありましたが、これについて御意見や御質問はありますか。

【委員】

確認ですが、資料3で「6 遵守事項」では河川や水路等、「7 指導及び勧告」では、河川のうち規則に定めるものに限ると記載しています。水路については指導勧告の対象ではなく、河川のうち規則に定めるもの限定して対処するという事でよろしいですか。

【事務局】

遵守事項としてはあくまでも河川や水路等が対象であり、指導勧告の対象は河川(規定に定めるものに限る。)としています。小川や沢など全ての河川や水路等への投雪を指導勧告することは困難であり、流水に支障が起きた際に市民生活等に大きく影響するものとして法令に定める河川を指導勧告の対象とする考えです。

【委員】

「6 遵守事項」について、(2)以外は主語が市民及び事業者となっていますが、(2)については対象者が違うため記載されていないという認識で良いのでしょうか。また、同じく(2)においての流水に支障を及ぼしてはならないとありますが、支障を及ぼすという状態はどのくらいまで許容されるのでしょうか。支障を及ぼしていなければ良いと解釈できてしまうのではないのでしょうか。

【事務局】

主語については記載抜けでしたので、市民及び事業者について追記します。流水に支障を及ぼす程度については、条例の文言として詳細を盛り込むことは難しいためそのままの表現としますが、実務上は、どのような状態を指導の対象とするのかについて、要綱や要領、マニュアルのようなもので定めていく必要があると考えています。

5 その他

会長の進行のもと、除排雪に関する市民アンケートを昨年度に引き続き実施することを事務局から説明。進行は次のとおり

【会長】

事務局より説明のありました除排雪に関する市民アンケートについて御意見御質問はありますか。

【委員】

私から1つ質問ですが、アンケートに回答することで個人が特定されることはないですか。

【事務局】

特定されることはありません。

【委員】

チラシなどに個人が特定されることはないと記載すると良いと思います。

【事務局】

アンケートフォームには記載してあります。

【委員】

無理なお願いかもしれませんが、条例の名称をアンケートの設問に追加することはできませんか。より広い年齢層の方からの意見を反映できるのではないかと思います。

【事務局】

アンケートで条例の名称を募ることは考えていません。先程の説明のとおり、1,200を超える町内会長等が参加する除雪連絡協議会で、意見を聞き取った上で次回の審議会で議論し、決定したいと考えています。

【委員】

調査結果は広く公表されるのでしょうか。

【事務局】

去年行った調査について市のホームページやSNSで公表しており、今回も同様に公表する予定です。

【委員】

アンケートの実施はいつからでしょうか。

【事務局】

5月31日からです。

事務局より次回審議日程を7月初旬とすること、開催時間を午後6時又は6時15分に変更を検討したいとの提案があり、会長から委員に諮り、次回開催は7月初旬、開催時間は午後6時を基本とし、日程調整の際に開催時間も含め確認することとした。

6 閉会

【会長】

以上で令和5年度第1回雪対策審議会を閉会します。